

令和5年度

事業計画書

令和5年 4月 1日から
令和6年 3月31日まで

公益財団法人 日本高等教育評価機構

目 次

I	概説	
1.	当機構の目的	1
2.	認証評価の目的	1
3.	大学機関別認証評価	1
4.	短期大学機関別認証評価	1
5.	ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価	1
6.	国外の評価団体及び大学に係る調査・研究	2
II	項目別事業計画	
1.	大学等の教育研究活動等の評価事業	2
(1)	大学機関別認証評価	2
	【令和5年度認証評価】	
①	大学機関別認証評価の実施	
②	大学機関別認証評価に関する委員会等の開催	
③	評価結果報告書の作成等	
④	評価員セミナーの開催	
⑤	団長セミナーの開催	
⑥	大学・短期大学評価セミナーの開催	
⑦	評価のフォローアップに関する事業	
⑧	内部質保証の充実等に関する支援事業	
	【令和6年度認証評価】	
①	大学・短期大学自己評価担当者説明会の開催	
(2)	短期大学機関別認証評価	3
	【令和5年度認証評価】	
①	短期大学機関別認証評価の実施	
②	短期大学機関別認証評価に関する委員会等の開催	
③	評価結果報告書の作成等	
④	評価員セミナーの開催	
⑤	団長セミナーの開催	
⑥	大学・短期大学評価セミナーの開催	
⑦	評価のフォローアップに関する事業	
⑧	内部質保証の充実等に関する支援事業	
	【令和6年度認証評価】	
①	大学・短期大学自己評価担当者説明会の開催	
(3)	ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価	5

2. 評価に関する調査・研究	5
(1) 評価基準等の調査研究	5
① 評価システムの改善	
② 国外の評価団体及び大学に係る調査・研究	
③ 認証評価に関する調査研究報告書の刊行	
(2) 国際関係	6
① 諸外国の質保証機関等との交流促進	
② 国際会議への参加等による情報収集	
3. 当機構の運営機能の充実・強化	7
(1) 評議員会及び理事会	7
(2) 監事監査	7
(3) 会員制度	7
(4) 企画運営会議の開催	7
(5) 評価充実協議会の開催	7
(6) 当機構の自己点検・評価及び外部評価	7
(7) 職員等の研修の充実	8
(8) 事務局体制の強化	8
4. 広報及び啓発活動	8
(1) 広報委員会の開催	8
(2) 広報誌等の刊行	8
(3) 情報公開	8
(4) その他の情報発信	9
5. 創立20周年記念事業の準備	9

令和5年度 事業計画書

I 概説

1. 当機構の目的

大学の教育研究活動の状況について評価を行い、あわせて大学の自律的な質の向上及び改善を支援し、もって我が国の大学の発展に寄与することを目的とする。

2. 認証評価の目的

当機構の認証評価は、“Voluntary Peer Review”（自由意思で行う同僚評価）によって、評価対象大学等の改善・質向上に資することを願うとともに、認証評価機関として客観的評価の結果を公表することを使命とし、以下3項目を目的として評価を実施する。

- (1) 各大学が行う自己点検・評価の結果分析を踏まえ、評価機構が定める評価基準に基づき、教育研究活動等の総合的な状況の評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、各大学の自主的な内部質保証の充実を支援すること。
- (2) 各大学の個性・特色に配慮した評価を行うことにより、各大学の個性・特色ある教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進すること。
- (3) 各大学が教育研究活動等の総合的な状況を適切に社会に示すことにより、広く社会の支持を得ることができるよう支援すること。

3. 大学機関別認証評価

大学機関別認証評価は、平成17年7月に文部科学大臣の認証を受け、令和4年度までに延べ815校の認証評価を実施した。令和5年度は、70大学の認証評価を実施する。

また、令和7年度から実施する第4期大学機関別認証評価の評価システムを確定する。

4. 短期大学機関別認証評価

短期大学認証評価は、平成21年9月に文部科学大臣の認証を受け、令和4年度までに延べ28校の認証評価を実施した。令和5年度は、9短期大学の認証評価を実施する。

また、令和7年度から実施する第4期短期大学機関別認証評価の評価システムを確定する。

5. ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価

ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価は、平成22年3月に文部科学大臣の認証を受け、対象となる専門職大学院は、現在1大学院（研究科）のみである。これまでに3度、認証評価を実施した。

令和5年度は、令和7年度から実施する第4期ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価の評価システムを確定する。

6. 国外の評価団体及び大学に係る調査・研究

米国の大学評価の実態と課題について調査研究を行い、必要に応じて、今後の評価システムに反映する。

II 項目別事業計画

1. 大学等の教育研究活動等の評価事業

(1) 大学機関別認証評価

大学からの認証評価の申請を受理し、大学評価基準（6基準、23の基準項目、56の視点）をもとに、各大学が自己点検・評価の結果としてまとめた自己点検評価書に基づき、書面調査、実地調査を実施する。教育研究活動等の総合的な状況を評価するとともに、自己点検・評価の検証を行い、大学評価基準に適合しているかどうかの判定を行う。

また、令和7年度から実施する第4期大学機関別認証評価の評価システムを審議し、確定する。

【令和5年度認証評価】

① 大学機関別認証評価の実施

- ア. 令和5年度認証評価 70校
- イ. 事前相談及び事後相談（随時）

② 大学機関別認証評価に関する委員会等の開催

- ア. 大学評価判定委員会（年4回）
- イ. 意見申立て審査会（年1回）
- ウ. 評価員養成検討委員会（年5回）
- エ. 評価システム改善検討委員会（年8回）

③ 評価結果報告書の作成等

ホームページにて公表

④ 評価員セミナーの開催

令和5年6月開催
令和5年度評価員 350人
開催方法 動画配信

- ⑤ 団長セミナーの開催
令和5年6月開催
令和5年度評価チーム団長 70人
開催方法 Web会議システムを利用して実施

- ⑥ 大学・短期大学評価セミナーの開催
令和5年4月開催
参加者 会場集合 90人（見込）
開催方法 会場集合と動画配信の併用

- ⑦ 評価のフォローアップに関する事業

「適合」の判定を受けた大学のうち、「改善を要する点」として指摘があった大学は、指定する期間内（3年以内）に「改善報告書」等を当該大学のホームページに公表するとともに、当機構に提出する。当機構は、大学から提出された「改善報告書」等を審議し、その結果を大学に通知する。

その他、認証評価のフォローアップとして、大学から講評や相談などの求めがあった場合は、当機構において審議を行い、対応する。

ア. 改善報告等審査会（年2回）

イ. 大学への講評・相談の実施（随時）

- ⑧ 内部質保証の充実等に関する支援事業

各大学の自主的な内部質保証の充実及び教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進するため、当機構の職員を講師として派遣する。

講師派遣事業の実施（随時）

【令和6年度認証評価】

令和6年度大学機関別認証評価の申請は、令和5年7月に受付ける。

- ① 大学・短期大学自己評価担当者説明会の開催

令和5年9月開催

令和6年度評価 63校（見込）

※63校（見込）は、令和4年度の意向調査結果による。

開催方法 動画配信及びWeb会議システムの併用

（2）短期大学機関別認証評価

短期大学からの認証評価の申請を受理し、短期大学評価基準（6基準、23の基準項目、56の視点）をもとに、各短期大学が自己点検・評価の結果としてまとめた自己点検評価書に基づき、書面調査、実地調査を実施する。教育研究活動等の総

合的な状況进行评估するとともに、自己点検・評価の検証を行い、短期大学評価基準に適合しているかどうかの判定を行う。

また、第4期短期大学機関別認証評価の評価システムを審議し、確定する。

【令和5年度認証評価】

① 短期大学機関別認証評価の実施

令和5年度認証評価 9校

② 短期大学機関別認証評価に関する委員会等の開催

ア. 短期大学評価判定委員会の開催（年4回）

イ. 短期大学意見申立て審査会の開催（年1回）

③ 評価結果報告書の作成等

ホームページにて公表

④ 評価員セミナーの開催

令和5年6月開催（大学と合同開催）

令和5年度評価員 36人

開催方法 動画配信

⑤ 団長セミナーの開催

令和5年6月開催（大学と合同開催）

令和5年度評価チーム団長 9人

開催方法 Web会議システムを利用して実施

⑥ 大学・短期大学評価セミナーの開催

令和5年4月開催

参加者 会場集合 10人（見込）

開催方法 会場集合と動画配信の併用

⑦ 評価のフォローアップに関する事業

「適合」の判定を受けた短期大学のうち、「改善を要する点」として指摘があった短期大学は、指定する期間内（3年以内）に「改善報告書」等を当該短期大学のホームページに公表するとともに、当機構に提出する。当機構は、短期大学から提出された「改善報告書」等を審議し、その結果を短期大学に通知する。

その他、認証評価のフォローアップとして、短期大学から講評や相談などの求めがあった場合は、当機構において審議を行い、対応する。

- ア. 「改善報告書」等を審議するための短期大学評価判定委員会の開催
- イ. 短期大学への講評・相談の実施（随時）

⑧ 内部質保証の充実等に関する支援事業

各短期大学の自主的な内部質保証の充実の支援及び教育研究活動等の自律的な展開を支援・促進するため、当機構の職員を講師として派遣する。

講師派遣事業の実施（随時）

【令和6年度認証評価】

令和6年度短期大学機関別認証評価の申請は、令和5年7月に受付ける。

① 大学・短期大学自己評価担当者説明会の開催

令和5年9月開催

令和6年度評価 4校（見込）

※4校（見込）は、令和4年度の意向調査結果による。

開催方法 動画配信及びWeb会議システムの併用

（3）ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価

ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価は、令和3年度までに1専門職大学院（研究科）について3度実施した。令和5年度は、第4期ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価の評価システムを審議し、確定する。

- ・ファッション・ビジネス系専門職大学院評価判定委員会の開催（年4回）

2. 評価に関する調査・研究

（1）評価基準等の調査研究

令和5年度は、主に平成30年度からの第3期の評価システムにおける評価の実施方法についての検証並びに専門職大学及び専門職短期大学に係る機関別認証評価についての検討結果を踏まえ、第4期の大学機関別認証評価、短期大学機関別認証評価及びファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価の評価システムを確定する。また、法令改正等への対応を行う。

① 評価システムの改善

平成30年度以降の大学機関別認証評価システムについての検証並びに専門職大学及び専門職短期大学に係る機関別認証評価についての検討結果を踏まえ、第4期大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価の評価システムを確定する。機関別の評価システムを参考に、ファッション・ビジネス系専門職大学

院認証評価の第4期の評価システムを確定する。

また、高等教育の諸情勢及び各種答申などの内容を踏まえ、高等教育の質の改善に関する幅広い調査・研究を行う。

② 国外の評価団体及び大学に係る調査・研究

米国の大学評価について、実態と課題を調査研究し、必要に応じて今後の評価システムに反映する。

③ 認証評価に関する調査研究報告書の刊行

令和3年度から同4年度にかけて実施した東南アジアの職業教育訓練機関に関する調査研究及び欧州のステークホルダー参画に関する調査研究の成果を「認証評価に関する調査研究 第12号」として刊行する。

(2) 国際関係

① 諸外国の質保証機関等との交流促進

我が国において、高等教育の国際的通用性が重要な課題となっており、認証評価機関としても国際的通用性を高める取組みが必要である。平成28年度に協力協定を交わした韓国の評価機関である韓国大学教育協議会及び韓国大学評価院（Korean Council for University Education- Korean University Accreditation Institute (KCUE- KUAI)）並びにフィリピンの評価機関であるPhilippine Association of Colleges and Universities Commission on Accreditation (PACUCOA)、平成29年度に協力協定を交わした上海市の評価機関である上海市民弁教育協会評価センター（Shanghai Association for Non-Government Education, Educational Evaluation Center）、平成30年度に協力協定を交わした台湾の評価団体 Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan (HEEACT) 等との交流について、活性化を図る。

② 国際会議への参加等による情報収集

諸外国の高等教育の質保証の最新動向を把握するために、高等教育の質保証や評価に関わる国際的な機関等に参加する。また、国際会議等へ適宜参加して、情報の収集に努め、当機構の今後の評価システム改善に資する。

具体的には、国際的な質保証ネットワーク機関である INQAAHE（International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education：高等教育質保証機関国際ネットワーク）及び APQN（Asia-Pacific Quality Network：アジア・太平洋高等教育質保証ネットワーク）並びに CIQG（CHEA International Quality Group：米国高等教育アクリティテーション協議会国際質保証グループ）の会員として、活動に積極的に参画する。

3. 当機構の運営機能の充実・強化

(1) 評議員会及び理事会

評議員会及び理事会は定款及び各運営規則に定める事項の決議に当たり、評議員会は6月に、理事会は6月、12月と令和6年3月に開催する。

令和5年度は、特に、内部管理体制の充実を図る観点から、リスク管理規程の制定のほか諸規則を見直し、整理を行う。

(2) 監事監査

監事は、理事会その他重要な会議に出席してその職務の執行状況につき報告・説明を受けるほか、重要な関係書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を監査するとともに、法令、定款、内規に則り、事業報告、理事の職務執行状況、計算書類等につき監査を行い、6月の理事会及び定時評議員会において監査報告を行う。

(3) 会員制度

当機構の事業を安定的に実施するため、会員校への情報提供等により、魅力ある会員制度の創出に努め、会員校の維持・確保を図る。

令和5年度入会校に対しては、当機構の評価の特色等について個別に説明を行う。

(4) 企画運営会議の開催（年2回）

当機構の目的及び将来構想並びに当機構の評価システムの見直し改善及び今後の方向性等に関する具体的な事項について審議する。

(5) 評価充実協議会の開催

認証評価に関する大学相互の共通認識を深め、協力体制を築き、認証評価制度の充実を目指すとともに、私立大学等関係者への高等教育の質の維持・向上に対する啓発を目的として「評価充実協議会」を開催する。

令和5年7月開催

参加者 会場集合 100人（見込）

開催方法 会場集合と動画配信の併用

(6) 当機構の自己点検・評価及び外部評価

当機構の法人運営や認証評価事業の見直し等を行い、改善に努めるとともに、社会的責任を果たすため、令和5年度は自己点検・評価報告書を取りまとめる。自己点検・評価の結果については、外部の有識者による外部評価を実施し、中央教育審議会大学分科会認証評価機関の認証に関する審査会の確認及びヒアリング

を受ける。

- 自己点検・評価実施委員会の開催（年2回）
- 自己点検・評価専門委員会の開催（年3回）
- 外部評価委員会の設置と開催（年3回）

（7）職員等の研修の充実

大学等の職員を当機構へ受入れる「研修員受入制度」について、令和5年度も継続し、各大学の内部質保証機能の充実・強化、評価業務の円滑な遂行に資する人材の養成に努める。

このため、例年どおり、研修員・職員等を対象とする「職員等勉強会」及び「研修成果報告会」並びに職員等の専門的知識の習得及び職員等の資質向上のための各種勉強会等を開催する。また、各種学会が開催する研修会等への参加及び各種団体等開催の研修会へ職員等を積極的に派遣する。

- ・職員等勉強会の開催 令和5年9月開催 100人（見込）
- ・研修成果報告会の開催 令和6年3月開催
- ・日本私立大学協会等の団体が主催する研修会等への参加（随時）
- ・文部科学省各種審議会等の傍聴（随時）
- ・その他各種学会等への参加（随時）

（8）事務局体制の強化

当機構の職員の資質・能力向上に資する人事評価制度の仕組みを整備する。

4. 広報及び啓発活動

（1）広報委員会の開催（年2回）

当機構の今後の広報活動の充実を図るため、広報に関わる必要な事項について審議する。

（2）広報誌等の刊行

- ・機関誌 Peer（ピア）第18号の刊行（年1回） 令和5年7月 5, 300部

（3）情報公開

- ・ホームページ等のリニューアル準備と維持・管理
- ・自己点検・評価報告書、外部評価報告書の公表

(4) その他の情報発信

- ・メールマガジンの充実
- ・教育学術新聞（日本私立大学協会発行）への掲載「日本高等教育評価機構だより」

5. 創立20周年記念事業の準備

令和6年11月25日に創立20周年を迎えることを踏まえ、令和6年度に創立20周年記念事業（20周年記念を冠した評価充実協議会、20周年誌の刊行、ホームページのリニューアル等）を実施することとしており、令和5年度は、記念事業の実施に向けた準備を進める。

以上